

平成30年度小児救急医療啓発事業実施要領

1 目的

小児の保護者を対象に、かかりつけ医の重要性や救急知識の普及啓発を図ることにより、保護者の育児不安の解消と小児救急医療機関への適切な受診を促し、限られた医療資源を効率的に活用し、小児救急医療体制を推進することを目的とする。

2 対象者

県内に住む15歳未満の子どもの保護者等（主として乳幼児を持つ保護者等）

3 実施内容

小児の急病や事故の予防・対応方法、かかりつけ医の重要性、奈良県の小児救急医療体制等について、保護者に対する啓発活動を行う。

4 実施方法

市町村等が行う母親教室など乳幼児を持つ保護者等を対象とした会合に、県が指定する小児科医を講師として派遣して講習会を実施し、県は講師派遣にかかる経費の負担を行う。

あわせて、小児救急医療に関する基礎的な知識を記載した「小児救急ガイドブック」を作成し各市町村母子保健担当課あて配付する。

5 実施時期

平成30年7月1日～平成31年2月28日

6 募集期間

平成30年5月1日～平成30年5月31日

7 実施講習会数

原則として実施講習会数は20回以内とする。

8 講師

1講習会あたり1名の小児科医を派遣する。

9 手続き及び決定

(1) 県ホームページに募集の掲示を行うとともに、各市町村及び各市町村教育委員会等に募集を行い、実施希望者は、「小児救急医療啓発事業実施申込書（第1号様式）」により、県地域医療連携課に対し申込みを行う。

(2) 県地域医療連携課は、(1)による書類を受理し適当と認めるときは、講師派遣について実施希望者と調整を行う。

(3) 県地域医療連携課は、講師の派遣について決定したときは、実施希望者あてに通知を行う。

10 事業の報告

実施者は、小児救急医療啓発事業が完了したときは、速やかに県地域医療連携課あて「小児救急医療啓発事業完了届（第2号様式）」を提出しなければならない。